

技能労務職員の給与等について

本市の清掃職員、学校給食員及び用務員などの技能労務職員の給与等の現状と今後の見直しに向けた基本的な考え方や今後の取組内容等を公表します。

1 現 状

本市の技能労務職員の給与、平均年齢、年齢別人数等の現状は次のとおりです。

(1) 平均給与月額等(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	人 数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)
全 体	190 人	46.5 歳	303,197 円	321,145 円
うち学校給食員	72 人	45.6 歳	308,226 円	319,530 円
うち用務員	25 人	44.0 歳	268,516 円	274,739 円
うち清掃職員	22 人	44.4 歳	317,718 円	348,359 円

平均給与月額とは、給料月額に毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計した額です。

(2) 民間類似職種との比較

区 分	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	参考 A / B
学校給食員	調理士	42.9 歳	223,600 円	1.43
用務員	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.21
清掃職員	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.16

民間の平均給与は「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。(平成 16 年～平成 18 年の 3 力年平均)

技能労務職の職種と民間類似職種の比較にあたり、民間の平均年齢・給与月額の算出の際には、正規職員のほか臨時職員やパート勤務者を含めて算出してあり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等でその基準が異なり、完全に一致しているものではありません。

(3) 技能労務職の特殊勤務手当

手当の種類	主な支給対象業務	支 給 額
感染症防疫作業 従 事 手 当	感染症患者の救護、汚染物件の処理作業等防疫作業に従事した場合	1日につき 300円
犬猫死体処理 作業従事手当	犬猫の死体処理作業に従事した場合	1件につき 400円
清掃業務従事手当	ごみ、汚でい等の収集運搬に従事した場合	1日につき 500円 (加算1,000円～2,500円)
競艇開催業務 従 事 手 当	競艇開催日(前検日を含む。)に競艇事業の業務に従事した場合	1日につき 450円 (加算1,000円)
行旅病人、死亡人 取 扱 手 当	行旅病人又は死亡人の取扱いに従事した場合	施設入居者死亡人 1件につき 3,000円 その他1件につき 4,000円
日曜、休日勤務手当	休日及び日曜日が正規の勤務日と定められた職員で、当該日の正規の勤務時間中に勤務した職員	1日につき 600円 半日以下は 300円
ポートピア三日月場 外 発 売 場 勤 務 手 当	ポートピア三日月場外発売場に勤務した職員	1日につき 550円

2 基本的な考え方

技能労務職については、退職者を不補充とし、民間委託及び嘱託職員化等により職員数の削減に努めます。

また、地方公営企業法第38条の規定が適用される技能労務職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、同一又は類似の職種の国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、財政状況その他の事情を考慮しながら適正化を図っていきます。

3 今後の取組内容

(1) 民間委託の推進、事務事業の見直し

技能労務業務は、民間委託化等（指定管理者制度を含む）の取り組みを推進し、直営とする業務についても、今後の社会情勢の変化などを踏まえ業務執行体制の見直しを行います。

また、民間委託によって生じた人員を事務系職種へ変更して、幅広く事務系の職場に配置し有効活用を図り、これにより技能労務職員の削減に努めていきます。

(2) 給与水準及び給料表について

給与水準については、国、他の地方公共団体及び民間の同種の職種に従事する者の状況を踏まえながら、適正な給与水準を検討し、給料表については、民間委託化などにより技能労務職員数が漸減していく状況を踏まえながら、今後、国家公務員の行政職俸給表（二）への移行等について検討を行います。

(3) 手当に関する事項

特殊勤務手当については、業務内容や勤務環境の変化等に伴い特殊性が失われているものや社会情勢の変化等に伴い存在意義が低下又は形骸化しているもの等について見直しを行います。